

# 江藤新平関係文書——書翰の部（四）——

## 江藤新平関係文書研究会（代表 島善高）

### 凡例

一、ここに翻刻する江藤新平関係文書は、佐賀県立図書館所蔵の文書である。書翰番号は杉谷昭・毛利敏彦監修、広瀬順皓編修『江藤新平関係文書』（マイクروفイルム版、北泉社、一九八九年）に従い、各書翰末尾の架蔵番号は佐賀県立図書館『佐賀県明治行政資料目録・江藤家資料目録』（昭和五十八年）によっている。

一、今号から編者註には可能な限り出典を明記することにした。但し頻繁に利用する左の書籍については書名のみを掲げ、またその他の参考文献も著者名と書名を記載するにとどめ、発行年や頁数は省略した。

日本歴史学会編『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、昭和五十六年）、大植四郎『明治過去帳』（東京美術、昭和四十六年新訂版）、我部政男・広瀬順皓編『勅奏任官履歴原書』上・下（柏書房、一九九五年）、日本史籍協会叢書『百官履歴』一・二（東京大学出版会、昭和四十八年覆刻版）、東京大学史料編纂所『明治史要』（東京大学出版会、昭和四十一年覆刻版）、岩波書店編集部編『近代日本総合年表』第三版（岩波書店、一九九一年）、旧肥前史談会編『佐賀県歴史人名事典』（洋学堂書店、平成五年）など。

一、翻刻に当たって、字体は可能な限り原本どおりとしたが、合字は「ㇿ」

のみを残し、他はすべてかなに直した。また、変体仮名も助詞の「之」「而」「江」「者」のみを残し（「江」「者」はポイントをやや落す）、他はすべてかなに直した。

### 六九 工藤是利書翰

1 「ㇿ」 一月十五日

愈御萬清奉拜賀候、陳者其筋も貴家御先代御履歴云々ニ付、小生御面談仕度義有之候間、乍御苦勞御忝人拙宅迄被差遣候様仕度、此段申上候、為其勿々頓首

一月十五日

工藤是利

江藤熊太郎様

侍史

二伸、差急候義ニ而委細ハ御面談之上萬喜可申上候、已上

(一枚一七cm ㊦013175)

編者註

①本書翰は切紙。

七〇一 熊谷 (武五郎) 権大内史書翰

1 [明治六年] 五月十三日

(封筒)「江藤参議殿

熊谷権大内史

概算調書録呈至急

御不快之段折角御養修専一二奉存候、被命候大藏省歳入出概算取調書出来候付、則進呈仕候、實ハ項款中其次第得兼候部有之、審覈旁一兩日延緩相成候、此段御承知被成下度奉存候、書要事、早々稽首

五月十三日

熊谷

江藤閣下

尚々、此間ハ御枉駕被成下候處、實ニ御粗卒恐縮之至奉存候

(一枚一八cm ㊦013176)

編者註

①熊谷武五郎は、熊谷直光(一八四二〜一九〇二)のこと。出羽国仙北郡六郷町熊野神社社家出身。明治二年二月駅通司権判事、四年十一月本保県大参事、敦賀県令、五年二月戸籍権頭、六年一月大蔵少丞、七年一月大蔵大丞、のち兼記録頭(明治維新人名辞典七)。

②この文書の出された翌十四日、大蔵大輔井上馨・三等出仕渋沢栄一が辞任。同年六月九日、大蔵省事務総裁大隈重信作成の「歳入歳出予算表」で初めて予算が公表されるようになった(近代日本総合年表)、渡邊幾治郎「文書より観たる大隈重信侯」。

一が辞任。同年六月九日、大蔵省事務総裁大隈重信作成の「歳入歳出予算表」で初めて予算が公表されるようになった(近代日本総合年表)、渡邊幾治郎「文書より観たる大隈重信侯」。

七〇二 (熊谷) 離蓋書翰

1 [明治六年] 二月

(卷封表)「至東京

從佐嘉

江藤新平様

離蓋

御取継衆中平安

(卷封裏)「第二月」

献呈愚翰仕候、大寒之砌御座候処、愈御安泰可被成御忠恐悦奉賀候、次小子も無事去ル十一月十九日帰着仕候間、乍憚御放意可被下候、然者永々滞京中御懇志被成下、殊ニ帰国之砌者莫大之金子下給、誠ニ以厚情之段、生涯忝奉謝候、随分く御堅固ニ而御盡力御奉公被成御精勤候様と而已奉折候、惣而者本願寺法主只今ハ在京ニ而候へ者善悪ニ付御心添萬事可然様御引廻、何処迄も御吹拳被成下度、是已而御槌り申上候、猶又事ニ寄機変ニ付御憐愍之思召を以、築地真光寺西養寺被招呼候而御用弁被成下度、御一新御改政之御次第も篤と合点致し、諸国寺中へも御趣意通説教行届候様、右之

人々へ御懇諭被下度、偏ニ御周旋重畳奉頼候、御国願正寺下拙着懸  
 5法中総て呼寄セ、御趣意感裁<sup>感</sup>為致、萬事申合一致ニ而、俄ニ願  
 正寺外向き庫裏廣間臺所を悉学校と成し、佐嘉縣内之僧侶老若相  
 詰、諸学精勤相励候様相決、依之一統時を得、賑々敷勢ヒ御座候、  
 御褒誉可被下候、猶此已後可否便宜次第奉訴訟候、是迎も尊君方之  
 御盡力被遊候響きニ而、御威力溢れ流れ精学之勇相萌し、誠ニ難有  
 御時節と奉渴仰候、只々爰ニ患有之儀ハ、寺々近來殊之外費弊致  
 し、外ニ学校仕組之与力なく、頼む方ハ銘々檀家有徳之向々へ乞力  
 之外無之候得共、是迎當時縣廳之禁令ニ相恐レ其儀も不叶、依之彼  
 是と衆評而已致居候、御推察可被下候、就而者寺々銘々才覚相付、  
 御縣内之寺門中申合老年ニ二會と相定、何程ツ、歎投入講相企可申  
 哉と工風半ニ御座候、折角人氣引立相勇居候へ共、右之筋へ相困シ  
 長久之謀不相付候而者残念之至ニ候条、何程ツ、歎、有徳之向々へ  
 乞力仕候様、縣も大目ニ被御覽被下候様御周旋之御慈評被下候道者  
 有御座間敷哉、御内々奉伺候、然るニおいてハ御蔭ニ学校永久繁昌  
 可仕と奉存候、是等之儀申上候儀、思召も恐入奉存候へ共、御叱之  
 儀ハ覚悟仕、兼而御懇意被成下候ニ取りあまへ御榎申上候、何卒御  
 甘味可被下候、此段御礼、且萬事為御窺、如斯御座候、恐惶謹言

## 第二

## 離蓋

江藤新平様

追啓申上候、滞留中御家内様へ御世話相成候段、宜敷御礼申上候  
 段、被仰上可被下候、随分御安泰被成御座候様、且土地相変御住居  
 二候間、御保養被成居候様有御座度奉存候、

(一枚二五 cm 江 013-177)

## 編者註

①熊谷離蓋(一七八九—一八八六)は、佐賀藩士室節勤兵衛の子。  
 僧籍に入り、佐賀願正寺で事務を管理。幕末期勤王僧として諸国  
 を遍歴。尚、廃仏毀釈に際し蹶然として起ち、大にその不可を論  
 じて仏道保護に努めた(佐賀県歴史人名事典)。

## 七一 小原源治書翰

1 〔一〕八月二十四日

口上

昨夜郵便ニ而落握候間、進呈申上候条、宜御傳達奉希候、已上

中秋廿四日

小原源治

江藤先生

御取次御中

(一枚一六 cm 江 013-178)

## 七二 (一) 源二郎書翰

1 〔明治二年力〕二月二日

(前欠)

任御到来御旅中御見舞印として被為贈之度、此段可申入旨二付、為

其如此御座候、早々、頓首

二月二日

源二郎

過日者御登 京之由御苦勞千万、彼是御疲勞可被成と奉万察候、於東 京者万端御世話被為遣、忝仕合二奉存候、拜趨御見舞旁參館可仕候處、日々出勤不本意二打過候、將過日者御參殿之處、打揃退出不得拜鳳遺憾之仕合、何れ不日得拜鳳万縷可申述、如此御座候、以上 (一枚一八cm 江013-179)

七三 小出清臣書翰

1 「」六月十七日

(卷封)「啓 清臣拜」

時接梅天、不審尊躰佳勝、雁魚阻絶、索居閑闊、歷歲者詢幾廻、不能望門墻而慶賀也、稔聽典盛、非不敢表丹疑也、夫如君以天縱英才、遭逢

明主、屢累選頭職、上以翼寬聖明、下以服致黎庶、化洽卒濱、頌聲洋々、寸簡非以所擒之也、雀躍之餘、放陳鄙誠、聊所以充献芹也、夫觀光僕者宿志、以養療未能慨嘆極矣、今姑教次息東上、儻或賜垂盼幸甚、時熱敢請為時寶愛、不二二、頓首、謹言

夏六月十七日

小出清臣再拜

江頭君

玉机下

(一枚一六cm 江013-180)

編者註

- ① 雁魚は手紙のこと。
- ② 索居は友と離れてひとりぼっちで生活すること。
- ③ 卒濱は卒土之濱の略、天下中。
- ④ 献芹は贈り物をへりくだってという言葉。
- ⑤ 教次息東上は次息をして東上せしむ。

2 「」六月十七日

(上書)「達東京

奉 小出清臣

平安

(裏書)「謹封」

江頭君

僕一昨昏、躬不意獲病脂掌之間、是以不能援寸管也、病癩余亂筆、忽諸讀畢投盞下、而賜一幸甚 (編カ)

清臣百拜

(一枚一七cm 江013-181)

編者註

① 本書翰は一紙の表に文章が書かれ、斜めに折りたたんだ裏に住所が記されている。

## 七四 郷(純造) 大蔵少丞書翰

1 [明治五年] 三月二十日

(巻封)「江藤副議長殿

郷少丞

極々親披

」

昨日御示諭之趣、早速夫々相談仕候處、根本を差上候儀ハ差支候次第御坐候ニ付、是迄社寺課取扱罷在候藤田戸籍権大属と申者一人御讓申上候而宜敷御坐候、右ハ元山口藩ニ而社寺課之儀ハ能心得居、御用弁相成候者ニ御坐候間、此段昨日之御答迄ニ申上候也、

三月廿日

二白、根本之儀ハ折角之御談ニ付、種々相談も仕候得共、何分ニも差支之儀有之候間、無據御断申上候、不悪御承引可被下候、不備

(一枚一七cm ㊦0131182)

編者註

- ①郷少丞は、美濃出身の郷純造。明治元年八月会計局組頭、明治三年八月大蔵権大丞、明治五年二月大蔵少丞、明治五年三月戸籍権頭、明治五年六月大蔵省四等出仕(男爵郷誠之助君傳)所収「郷純造官位履歴」。「官員録」の明治五年二月版には「大蔵省戸籍寮権頭」「正六位郷藩」とあり、明治六年一月版には「大蔵省戸籍寮権頭」「大蔵省四等出仕從五位郷純造」とある。
- ②根本と藤田は、「官員録」明治五年二月版に見える「大蔵省戸籍寮」「大属根本茂樹」及び「中属藤田順華」であろう。

## 七五 河野(敏謙司法) 少丞書翰

1 [明治六年] 二月十五日

聖明萬寿奉恐悦候、閣下倍御安祥奉恭賀候、下而小生者首尾全差支可被仰付候、扱法省事務も追々御運ニ相成候由、御配慮之程奉洞察候、当地視察取調も先々都合宜参り申候間、御安神可被仰付候、尤一年や二年ニ而者とても十分之事者出来申間敷見込と思、其要略耳取調、首尾相付候心得ニ御坐候間、右様御承知奉願上候、教師一条も先々三人丈と申事ニ御指揮ニ相成、何分おもふ様ニ参り不申、委細此儀者新着各官承知ノ事故御聞取可被仰付候、閣下御進退如何相決候也、可成者一日も早く御出向ニ相成候様奉渴望候、大使も未当地御滞在、亜米利加已來御失策ニて何レも大沈着ノ御模様ニ見受ラレ候、此失策者却而国家御利益ト恐賀仕候、歐土事本邦ニテ相像致候と相更候事も無御坐、其風俗ノ弊害等ニ至而者又可驚者居多ニ御坐候、別紙官吏ノ弊害ヲ論シ候者ニテ、法省今日御参考ノ一端ニも相成可申と存候故、閣下迄進呈仕候、何分歐土ノ事不得止ニ為ス者多シ、日本ニおゐて却而是を求めて為シ候而者不察之甚シキ事ト存し、申上度事滿胸ニ候得共、兎角拜眉ノ節ニ讓申候、猶当地紛々之事情者新着ノ各位ハ御承知可被仰付候、先者右一件早々如此御坐候、頓首萬拜

二月十五日夜

河野少丞

江藤司法卿殿

尚以時下折角御保養為国家奉禱候

(別紙)

書記人

グレブイエー

代書人 使部

「アウーエ」「ノテル」「ウイシエー」ヲ称シテ「オフィシエミニステリエル」トナス、「オフシエ」トハオフイスノ職ト云儀ニテ「オフィス」ハ中古賣買官位ノ名ナリ、此一語ニ付テ今日流弊ノ一例ヲ見ルベシ、中古ニ於テ官ヲ鬻ギ爵ヲ賣ル事王家ノ一利政トシテ判官ハ尤商賣ノ一具タリシカ、「ウラルテール」「ルイ十四世」ノ時ノ學者以來、盛ニ其弊ヲ論ジ共和革命ノ時令ヲ下シテ其事ヲ禁シタリ、然ルニ独リ此一種職務ノ相續賣買ヲ許シタル事政法ノ本意ニ戻リ、其ノ何故ナルヲ知ラズ、是ヨリシテ種々ノ悪弊相仍テ生ス、第一職ヲ傳フルノ價ハ其人ノ意ニ任シテ政府ノ干ル所ニアラス、故ニ其價非常ニ騰貴シテ職務所得ノ比例スヘカラザルニ至ル、其官ヲ購フノ人已ニ職ニ当ルニ及ンデ、勢ヒ百方填償ノ術ヲ求メテ其欠陥ヲ掩ハザルヲ得ズ、於是乎因縁シテ姦ヲナシ、謝金定則ヲ破リ、訴訟費用ヲ侵漁シ、例ヘバ用紙十葉ニシテ足ルモノ百葉ヲ取ルカ如シ、人民ノ財産之カ為ニ破レ、風俗之カ為ニ弊ヘ、裁判ノ風声之カ為ニ地ニ墜チ、裁判役寬縦シテ問ハズ、甘ンシテ此ノ竊盜ノ從罪タルニ至ル、此ノ悪弊ヤ実ニ現行罪犯ニシテ人々皆見ル、其職ニ居ルモノト雖トモ亦自ラ其罪ヲ証スルモノ多シ、然ルニ之ヲ革メントスルニ至テ如何シテ可ナルヤヲ知ラズ、一宰相アリ改革ヲ試ム、忽チ其位ヲ失ヘリ、今日ニアツテ源ヲ塞キ根ヲ抜ク事竟ニ及ブ所ニアラズ、但

法ヲ設ケテ其弊ヲ減スルハ猶為スベキニ似タリ、其法ハ其官價ヲ一定シ、嚴猛ニ不正ノ職傳ヲ禁シ、謝金ノ新則ヲ立テ、嚴ニ其情姦ヲ監シ、又其身元金額ヲ増シ、一旦罪アリ、即チ之ヲ没入シテ、又其職ヲ褫ヒ暫クモ仮縦セズ、更ニ拜任ノ時ニ於テ其約束ヲ酷ニスル是ナリ、此レ俄ニ抵抗ヲ激スルニ至ラズ、縦令激スルモ亦勝チ易カルベシ、若シ其根ヲ合セテ之ヲ去ラントセハ、議會中尚旧ヲ守ルモノ多シ、先ツ議會ヲ改ムルニ非ンハ不可ナリ

千八百四十二年  
ガルニエ、パゼー氏首領トシテ民會代人新聞紙人等合同シテ著述シタルヂクシオ子（オ）ール、ポリチーク（オ）ヲ二見ユ

(二枚二二cm 0131183)

編者註

① 本書翰は切紙(洋紙)。

② 閣下進退とは、明治六年一月二十四日、江藤新平が司法省予算削減に抗議して、辞表を正院に提出したことをさす。

③ 大使は岩倉具視のこと。パリ到着は明治五年十一月十六日(一八七二年十二月十六日)。

七六 河野(敏謙)書翰

1 「」七月晦日

(巻封表)「江藤先生

河野生

閣下

「」

〔卷封裏〕「七月晦日」

今日も御勤勞可被成、扱國許迄右品御至來候處、途中隙取風味等も尤不宜候得共、兼而差出申度存居候故、不顧失敬献納仕候間、御笑味被下候得者幸甚之至二候也、頓首

（一枚一八 cm 〔1013-184〕）

2 〔 〕

〔卷封表〕「江藤老閣下 河野生」

〔卷封裏〕「封 即剋」

明朝參堂候様貴命之趣、謹而奉畏候也、拜

即剋

（一枚一七 cm 〔1013-185〕）

七七 古賀定雄書翰

1 〔 〕

〔封筒表〕「中辨江藤閣下 古賀定雄

御親展 平信封

〔封筒裏〕「公事二ハ無之候得共、差急候事二付、即御と、け被下奉願候也」

尚々在勤中御礼状、乍失敬あとも可差上、多罪く

口上

差つけとりいそき候事のみ当節ハ奉申上候、御賢弟御事長崎之方幸ニ御滞在中にて拜姿候、御告諭之大旨并心得ヲ以、兎角ニ御帰佐嘉不相成候而ハ不相叶段陳之、僕ハ去ル十七日帰着、御賢弟ハ五六日後同断、直ニ僕カ方御出被成、翌朝ハ一先晴氣御引帰り被成候、右心得之事件并御賢弟御存立之事、追而委可申上、但御仕官等各所御やめ被成候段、やうく御承知之事廿七日廿八日御家内御混雜候、御世話有之候得共、未御出無之トモ不日ニ宅御来杖被下候様御約束仕置候、萬々之事篤と勤考、御相談ヲつけ候上ニ而申上度願意ニ有之候事

（一枚一七 cm 〔1013-186〕）

編者註

①古賀定雄については、既出六八―五書翰註①及び『百官履歴』参照。

②御賢弟とは、新平の弟、源作のこと。

③晴氣は江藤の先祖が代々居住し、江藤もまた幼少の頃住んだ所で、小城郡晴氣村のこと。

七八 児玉淳一郎書翰

1 〔明治六年五月〕

先日拝顔被仰付、高直之時間二字拝領、緩々愚意を述へ萬々奉多謝

候、爾後為私身暫時横濱にて私相應之業相始申候、素より是ハ暫時之事二而、全く私之学力を落却不仕ためニ御座候、一寸為御知せ罷出一筆書認差出置候、尚今朝御都合次第拜面可申候、乍去御多務之折柄、敢而今朝ハ拜面申上候儀ハ無之、実ハ今朝ハ横濱へ罷帰申候也

江藤様

兒玉淳一郎

(一枚一七cm ㊦0131187)

編者註

①兒玉淳一郎(一八四六〜一五一六)は山口藩士兒玉伝兵衛の第三子。藩校明倫館で学んだ後、長崎でフルベッキや芳川顯正から英語を教わり、明治二年六月山口藩留学生として渡米、法律学を学び、明治三年十一月にいったん帰国したが、その翌十二月太政官留學生として再び渡米し、ワシントン大学で刑法を学んで、明治六年四月二十九日帰国。そして五月に司法省十等出仕に任じられたが、地位の低さを不満として辞職。本書翰はその頃のもの。兒玉はその後、福沢諭吉の食客を経て代言人となり、明治二十三年十月には大審院判事となった。詳細は村上二博「近代的代言人の登場―兒玉淳一郎と中定勝―」(『法律論叢』第七〇巻第二・三号)及び「福澤諭吉と『近代的代言人』兒玉淳一郎」(『福澤諭吉の法思想』慶應義塾大学出版会所収)参照。

七九 後藤(象二郎)書翰

1 (一) 正月三日

(巻封)「(江藤盟)臺閣下

後藤元燁」

先剋者御書翰被投、難有拜誦仕候、先以新春萬福芽出度拜祝仕候、扱今日者寛々御相談之筋御坐候而御光臨被下候御旨被仰下候處、丁度英人薩道相見談事中にて、其筋申上右相濟次第御挨拶参上之含ニ御坐候處、存外長談ニ相成候間、漸相仕舞候處、最早日暮ニ相及、是より参上仕候ても夜分却而失敬之類と、態と差扣申候、被仰聞候通明日参朝之上拜承仕候て可然歟、或ハ明早参朝懸御都合次第にて参上可仕候哉、先剋者右談事中御答も不申上失敬、萬々御詫旁今日此書候、早々、頓首拜具

正月三日

(一枚一八cm ㊦0131188)

編者註

①後藤元燁は土佐の後藤象二郎(一八三八〜一八九七)。慶応三年十二月参与、明治元年五月大坂府在勤、明治二年二月御東幸先著、同年三月東京在勤、明治三年八月制度御用掛、明治四年六月工部大輔、同年九月左院議長、明治六年四月参議。  
②英人薩道は英国公使館日本語書記官アーネスト・サトウ。

2 (一) 二月十二日

不相更御健勝之筈欣然之至ニ奉存候、扱弟事今日者是非参朝心得ニ罷在候處、何分今以耽と不仕、其上昨日者舊老寡君又々再發にて氣遣い申し上申来候故、乍病中押て見舞ニ立越候途中より俄ニ胸痛相發、先方込も得々不参着、引返候と申為体にて、実ニ数日之引入、不本意之至ニ奉存候得共、願者今一日之處御頼合仕申度、胸部も大分快方ニ御坐候故、明日者必参朝、萬御詫可申



上、何卒彼是宜敷奉願候、就てハ今日者別紙之通、院より申来候得共、昨夜迄者是非出勤之心得故其儘留置候、御早勤前ニ奉恐入候得共、是亦可然奉頼候、則達書面其儘進呈仕候、<sub>(掛)</sub><sub>(掛)</sub><sub>(掛)</sub>奉得御意度、此書捧呈仕候也

二月十二日

元燁拜具

江藤盟臺研北

(一枚一九 cm) 江013-189)

編者註

①本書翰は切紙(罫紙)。

②舊老算君とは山内容堂(一八二七〜一八七二)のことであろう。

3 〔 〕五月十二日

拝誦仕候、昨日来頻ニ御下痢ニて御悩之由、勿論御當分之御事と者奉存候得共、厚御加養專一ニ奉存候、扱彼之一条も頻督促罷在候得共、今夕迄者未成就ニ不相至、実者為其昨日来も例之外人横濱へ立越候都合ニ御坐候故、多分明夕へ相懸出来之事と被存候故、必結局之處ハ両三日者相懸可申候、此段ハ承知被下度、弟事ハ昨日高輪別荘へ参乗馬致候處、驛馬ニて両三度も落馬致、今朝来ハ葡匐委蛇之為体ニて不参仕、明日者多分勉強之心得ニ罷在候、先者右為酬込餘ハ期拜悟候也、早々頓首、拜具

五月十二日

後藤象二郎

江藤盟臺研北

(一枚一八 cm) 江013-190)

編者註

①本書翰は切紙(罫紙)。

②後藤の高輪別荘は現在の高輪三丁目、高輪プリンスホテル辺りにあつた。

4 [明治四年力] 六月三日

拝誦仕候、先日者態々光臨<sub>(奉)</sub>願候處、不計欠敬之<sub>(奉)</sub>御託、早々参上仕筈之處、不快御無音之段、千萬恐縮仕候、扱今日者岩殿より御托之御用向ニて御光臨被下候趣、勿論何時<sub>(奉)</sub>支無御坐候間、御入来方<sub>(奉)</sub>一盛さ中、毎々奉恐入候、從仰此段及拜報候、も拜青可申候、縷早略候、不悉

後藤元燁

頓首拜復

江藤盟臺閣下

六月三日

(便箋裏面)

追啓、前文御光臨被下候得者、願ハ夕三字迄ニ奉願度、三字より舊邦大参事杯参候様申来居候、併御都合次第ニて其後とても一室ハ密談申上候ても差支ハ無御坐候へ共、御秘密之義と拜承仕候へ者、他之耳目ニ不触義肝要と奉存、有此願候、又拜具

(一枚一八 cm) 江013-191)

編者註

- ① 本書翰は切紙（罫紙）。
- ② 舊邦大参事とは板垣退助のことか（任期は明治三年閏十月〜明治四年七月）。

5 (明治四年九) 九月二十九日

昨日者態々御曳杖被下候處、病中殊更欠敬奉多謝候、扱者其節御談被下候國議院裁判一条之義者逐次御運と奉存候、就てハ今日者本官へ出仕可奉窺哉と相心得候處、左院へ立寄見候得者、事務差<sup>（あつちまじ）</sup>湊、今日者<sup>（別紙）</sup>□□不相整候故、明日者必出席、彼是奉窺候心得二御坐候、此段烏渡御挨拶申上度、如此御坐候也

九月二十九日

後藤象二郎

江藤先生研北

(一枚一八 cm 江 013-192)

編者註

① 左院は立法機関として明治四年七月二十九日設置。江藤は同年八月十日に副議長、後藤は九月二十日に議長となる（『百官履歴』）。

6 ( ) 十一月四日

先日者態々光臨被下候處、不相更欠敬之段御海容奉願候、其後も参上萬御詫可申上等之處、存外取紛、未欠敬仕罷在候段、萬御容赦奉願候、扱者其節御談之一条、速二拝答可仕答之處、其後一日三日之休暇、誠二申上候通之改正申にて、未夫二着手仕兼候故、今兩三日御待合奉願度、相運次第旁参上、萬可申上、夫迄御挨拶申上置度、

為其此書捧呈仕候也

十一月四日

江藤盟臺研北

後藤象二郎

(一枚一七 cm 江 013-193)

編者註

① 本書翰は切紙（罫紙）。

7 ( ) 十一月二十二日

御書翰被投候處、昨今横濱二罷在、御答も不申上欠敬仕候、扱御用二就御貴臨之旨被仰下承知仕候、然處<sup>（小生義）</sup>も早々参上之含にて、先日來日又一日と御無音欠敬仕居候故、此度ハ旁自是参上仕度、就てハ明日明後日を除之外御都合之日時御答二御示被下候様奉願度、御金策之義も早々為相運可申答之處、支配人二屯人四五日前より大病人有之、不得已遅々之段御迷惑奉深察、兎角事情等拜青可申候、縷是迄、草々貴答而已、拜具

十一月二十二日

後藤象二郎

江藤盟臺研北

(一枚一八 cm 江 013-194)

編者註

① 本書翰は切紙（罫紙）。

8 〔 〕 十二月一日

前略高許、今朝第九字ニ参上之義申上置候處、俄（虫損、二用出来方）□□□□□□、（虫損）□□  
甚乍欠敬少々遅剋ニ可相成、十一字迄ニ者必参上御詫候得共、此段  
一應奉得御意候、早々拝具

十二月一日

後藤象二郎

江藤盟臺

（一枚一八 cm 江 013-195）

編者註

①本書翰は切紙（罫紙）。

9 〔 〕 一月十一日

第一月十一日拝呈

江藤盟臺坐下

昨夜者不相更欠敬仕候、扱其節御下命ニて今日御光臨之旨、粗拝承  
仕候處、申上置候通今朝得電報、只今より横濱表へ罷越候故、最早  
明朝ならずて者帰寓不仕、甚残念ニ者奉存候得共、今日者御理奉願  
度、若哉無答ニ御勞駕も候哉与、不取敢此書捧呈仕候也、不宣

後藤象二郎

拝具

（一枚一九 cm 江 013-196）

編者註

①本書翰は切紙（罫紙）。

10 〔 〕 十二月八日

十二月八日拝呈  
不相更御健安御參

朝之筈、欣然之至ニ奉存候、扱（弟事）今朝參

朝支度仕居候處へ、舊主人方より急用ニ就、參頭致度申越候處、未

舊習不洗盡、鳥渡自是罷越度、格別今日者差向御用筋も無御坐候様

被存候故、甚自由之至奉恐縮候得共、今朝丈御助奉願度、用向相仕

舞次第、速ニ參

朝御詫可申上、尤今日者時日御内談仕候義ニ就、第二字より伊知地

之方へ參候故、遅々ニ相成候得者、不勤之程も難計、此段可然御承

頭奉願度、右為御願此書捧呈仕候也、

元燁

拝具

江藤盟臺研北

（一枚一九 cm 江 013-197）

編者註

①本書翰は切紙（罫紙）。

②伊知地は伊地知正治のこと。既出書翰一二參照。

11 〔 〕 十六日

（封筒表）「麴町七丁目

江藤新平様

親展

八〇 小松弘隆書翰

1 [明治五年] 五月十六日

(封筒) 「江藤様 小松弘隆

閣下 御親披

不相更御多样之筈、欣然之至奉恭賀候、扱者昨日も是非共参朝游説  
一条御談も可仕と奉存候處、弟事症状何分不快、乍憚数上圍度々疼  
痛難忍為体にて、不任心底御違約之段、千萬御海怨奉願候、已二明  
日者例之御會議ニ御坐候處、何分此一事ハ程能不参てハ例之表向一  
様ニ相成候てハ如何ニも上策ニ無之と掛念仕候、如貴策前以千轉萬

(一枚目表)

先日ハ緩々拝謁、殊ニ御引籠中御待遇ニ厚拝謝無他、其尅哀訴仕候  
一身之處置、閣下ニ御托シ申上候上ハ安心不過之、唯願御臥病之速  
ニ愈事を、若一時御失明を以卑なり賤なり御配慮を煩シ候上ハ、勤  
勉久ニ耐、平常之素志も又御蔭を以伸ル所あるへし、

(一枚目裏)

却嘆御歐行之近々迫る事を、何卒御懸念被為成下、是非とも御取計  
奉願上候、苦情を申ものハ鎖々たる事なから切なるものニ御坐候、  
御推憐可被成下候、尤先日も奉申上候通り、壮年之仕官思召も恥入  
事ニ御坐候得共、素志も速成を期する訳ニ参り兼、苦勉

(二枚目表)

久ニ耐、不屈様仕度心得も御坐候、實ハ参上可奉伺之處、鎖々たる  
事ニ而拝謁奉煩も恐縮、且先日御待遇之厚きに恥、敢而以書中奉申  
上候、御海容被為成下候、拜具

五月十六日

小松弘隆

拜

曲運策仕不置てハとても難被行哉と奉存候、明日之處にてハ今一會  
ハ差延之御都合にてハ如何も可有御坐哉、弟明後日ニも相至候得者  
如何様共、致駕候ても可奉窺と奉存候、乍憚此一舉御互ニ血脈之  
所、注一失仕候てハ又々取帰尤難義と奉存候間、充分鄭重ニ籌策仕  
度、此段一應奉窺候、雖然思召次第にて明日ニも御發論御坐候  
ハ、決て大人之先を障碍仕訳二者無御坐候間、此段ハ幾重も御領  
得奉願候、只々婆心ニ不堪、此書捧呈仕試候、萬々不一

仲春既望月

元燁

頓首拜具

江藤老臺研北

(一枚二〇cm 匣0131198)

頓首拜具

(二枚目裏)

人之為二官を求るハ勿論、其員之欠満も御座候事故、奉願候通り二ハ参り不申儀ニ奉存候得共、自分哀訴仕候位之内實ニ而十分切迫仕候間、御憐察之上可成ハ急速之道御含奉願候、添

(二枚一八 cm 江0131199)

編者註

①本書翰は便箋二枚の表裏にそれぞれ文章が記載されている。なお、マイクロフィルム版『江藤新平関係文書』では二枚目の表裏の順序が逆になっている。

②小松弘隆は、嘉永二年十一月九日生。元福岡藩士。明治二年民部少録兼大蔵少録となり、爾後福岡藩庁大属、司法省十二等出仕司法少解部、中解部、権大解部、一級判事補、七等判事等を経て、明治十四年名古屋始審裁判長となる(『明治人名辞典Ⅱ 下巻』日本図書センター)。ただし、「明治二年十月官員録」には民部少録に記載なし。「明治六年一月袖珍官員録」に司法省十二等出仕として記載あり。

2 (明治五年) 八月一日

兼而御心配被為成下候一条ハ、御省渡邊少丞兼而知己ニ御坐候間、不図先日相話、依頼仕候間、御含奉希上候、閣下江御依頼申上候儀ハ渡邊も承知仕候、何分とも宜敷御取計奉願上候、已上

八月一日

小松弘隆

當賀

侍史下

(一枚二二 cm 江0132200)

編者註

①本書翰は切紙。  
②渡邊少丞は司法少丞渡邊驥のこと。元松代藩士。明治五年五月二十二日任司法少丞(『百官履歴』)。

3 (明治五年) 五月十六日

(切紙) 江藤様 小松弘隆

侍史御中

別昏脚公江御差上可被下候、何レ不日御伺申ニ而可有之、猶委細ハ書生よりも可申上候、不具 五月十六日

小松弘隆

高繩<sup>(マ)</sup>泉岳寺前伊勢屋与兵衛方江寓居仕候、自然御用も可有之ニ付先生方<sup>(マ)</sup>申上置候也

(一枚一八 cm 江0132201)

編者註

①本書翰は切紙(洋紙)。  
②別紙とは八〇一1文書のことか。

八一 小室信夫書翰

1 〔明治五年〕五月二十五日

〔封筒〕「江藤公閣下 小室信夫」

先以御壯健被為渡奉拝賀候、陳ハ閣下ハ西岡君江御依諾之時計、此度林玄介帰朝ニ付、同人ニ托シ可差上様御頼候ニ付、即右時計林氏江相頼差上候間、御落手可被成下候、乍大略此旨申上候也

日本五月廿五日

洋曆七月一日發ス

小室信夫

再拜

江藤公閣下

（一枚二七cm 〔H〕0131202）

編者註

①小室信夫（一八三九〜一八九八）は元徳島藩士。明治四年八月二十日左院少議官、明治五年一月十九日各国視察仰付らる（元徳島藩知事峰須賀茂韻に従つて欧米視察）。明治五年一月二十二日左院中議官、二月二十日左院少議官、十月八日左院議官（百官履歴）。

②西岡君とは、元佐賀藩士、左院中議官西岡遼明のこと（〔明治五年二月袖珍官員録〕）。

八二 高崎五六書翰

1 〔明治五年四月〕二十日

御退院後御塩梅如何ニ被為涉候哉と御案思申上候、折角く大事ニ御保養專一ニ御祈念申上候、扱今日ハ奏任以下ニ而神道東西支部ニ分子候御決評云々ニ付、得失ノ論發起、卿太輔江指出シ。ヨシトいふもアリ。アシトいふもアリ、折柄先生も御出職無之候ニ付、明後日廿二日ニ得失判然之處分ニ可決トノ事ニ成立申候、右ニ付、前後將來之事ヲ思へハ、其處置ヲ慎スンハ有ル可ラス、東西ノ二字何等ノ條理アルヲ不可知、今日變革ノ際、ニヲ合シテ一ト社<sup>三</sup>ソ為スヘケレ、政府ハ二ツニ分子發令セハ、到底紛雜ノ憂ヲ生シ候半歟と憂慮仕候、亦右通發令、神道者流其義ヲ詰問セハ、弁も義も立申間敷、因テ此際ハ東西ヲ名スル事ナク、一團ノ神道ニ見テ處置シテハ如何ト思惟、正ニ御決定ノ事件ヲ破ルガ如シト雖トモ、深思々々、發セザレハ發シテ不當、悔心ホソヲ囁ムトモ不可及、何分々々御賢考御明断、偏ニ不堪期望候歟、何分御返辞奉願候、尚不尽意、恐々百拜

廿日

五六生

江藤高兄

侍史

編者註

（一枚一八cm 〔H〕0131203）

① 本書翰は巻紙。

② 江藤新平は明治五年三月十四日教部省御用掛兼勤、同年四月二十五日司法卿（『百官履歴』）。

③ 高崎五六（一八三六—一八九六）は明治五年四月九日教部省御用掛兼勤、同年五月二十四日御用掛免ぜらる（『百官履歴』）。

④ 『明治史要』明治五年二十九日条、「神官教導職ヲ東西両部ニ分チ、（中略）教導施設ノ方法ヲ録上シ、並ニ其管長ニ堪ル者ヲ撰挙セシム」。

### 八三 コント・ド・チュレンヌ書翰

1 明治六年五月三日

閣下御儀

天皇陛下ノ御待遇ニ因リ参議職ニ御昇任有之候旨、過日致拝承候、閣下ノ御適任ト併テ貴政府ノ御拔擢ヲ致祝賀候、敬具

佛朗西國代理公使

明治六年五月三日

コントドチュレンヌ

前司法卿

参議江藤新平閣下

編者註

① 本書翰は野紙。

（一枚二五 cm ㊦0131204）

2 明治六年五月二十六日

以別状致啓上候、然者閣下ヨリ予へ御請求アリシ佛國ニテ警保ノ制法ニ關スル規則之儀、貴省へ可差進段、我外務卿ヨリ予へ申越候、尤右事務ノ諸規則ヲ輯録セル書持合セ無之二付、我國内卿ハコノ規則書ヲ編成サセ候儀ニ従事イタシ候旨ニ有之候、右規則書予へ差越次第閣下へ可贈進候、此段得貴意度、如斯ニ御坐候、敬具

佛朗西國代理公使

明治六年五月二十六日

コントドチュレンヌ

前司法卿

参議江藤新平閣下

（一枚二五 cm ㊦0131205）

編者註

① 本書翰は野紙。

### 八四 西郷隆盛書翰写

1 〔明治五年〕三月十日

西郷隆盛君手翰

御紙面之趣委細承知仕候、阿部真造と申者、建白書差出候儀者相違無御座、直様右之書面、正院へ差出置候、就而者右阿部之儀者、長崎におひては耶穌教尊仰之第一等と申説有之候由、大隈氏より承居

候處、近此は餘程改心いたし候との説も有之候故、委敷探索可致との事に御座候、右等之儀は定て御承知之筈とは存候得共、任御尋卒度申上置候、此旨御報込、如此御座候、頓首

三月十日

追啓、上別冊早速返上仕候間、御落手可被下候、以上

2 (明治五年 月) 二十日

朶雲拜誦、然らば御談の筋有之、今夕御退出より御入来可被下、差支無哉の趣奉畏候、然處今日者無據前約有之に付、明朝九時比より御来賁被下候得ば別て大幸奉存候、乍去至急の御用にも候は、繰合、今日にも差支無御座候付、無御遠慮可被仰聞候、從小子も彼是御緩談申上度<sup>(原)</sup>相捌、仕合乃至に御座候、此旨御回復込、早々頓首

壬二十日

3 (明治五年 月) 二十五日

拜啓御壯適奉敬賀候、然者今日從条公御取調之件、如何之模様候付、やと御尋有之、兼て廿六日迄は出来、一同參殿之賦に相約度候付、折角取懸り居候事に可有之と相察候段申上置候、甚御促し申上候様にて恐入候得共、何様之御都合に可有御座や、大凡之箇条御調相成候も明朝条公江參昇仕候てはいか、可有之や、左候得者其形行今日より条公江御懸合可申上置、官祿等の事も其ま、にて差置有之候よ付、可相成は一日も早目の方可然奉存候、右の通り御都合被為調候

は、明朝八時比より乍御面倒弊亭之様御立寄被下候得は、一應御談候上御同道可仕候、此段乍憚以寸楮御伺申上候付、鳥渡御回答被下度、早々、

壬廿五日

尚々明日中御都合連兼候は、明後廿七日にてもよろしく奉存候

(一綴二五 cm 〔1013〕206)

編者註

①本書翰は野紙綴。三通とも写しであるが、いずれも『西郷隆盛全集』(大和書房)に見えない。またマイクロフィルム版『江藤新平関係文書』では、「壬廿五日」書翰の後半部分が撮影されていない。

②一通目に出てくる「阿部真造」(一八三二〜一八八八)は、長崎の唐通事でキリスト教徒であった。明治五年西郷隆盛に建白書を提出。切支丹説破のため教導職についた(『日本近現代人名辞典』)。従って一通目は明治五年、二通目三通目も日付の上に「壬」と記してあり、いずれも明治五年の書翰と思われる。

八五 斎藤書翰

1 ( ) 四月二十日

再拝

前文御高免失敬、御宥恕奉願候、陳ハ趨町様御用大延引何とも御申<sup>レ</sup>訊無御座候、右者高輪も御蔭様故最早落成近ク、付而ハ夫々出張之御内沙汰有之、日々取調もの等繁ク、退出後宅調等をも仕居候次



第、此段御賢察、幾重ニも御有免御報成奉願候、私義者大阪在勤示令御請罷在候次第、弥明廿日高輪ハ一統引拂、残御仕事ハ寫君御引渡相成、私儀五六日者芝本寮へ引移り、調残取扱申候様相成申候積、旁以是迄延引之後ますく無寸暇恐入候

御仕様書漸やく荒ましニ相認、極手短の御模様替ニ凡取調仕候処、如何ニも西洋造ニ而唐戸廻り代金相高申候、右大凡ニ而代金

百二拾兩程

本文御模様替ハ木材大上人足釘  
手廻一式ニ而

代金二百五拾兩程

都合三百七拾兩程相懸り可申

此外渡り廊下など見積兼、積外ニ御座候、尤前文増減多分之義ハ有之間敷

右再度御沙汰ヲ蒙り、旁取急キ俄の調書ニ候得者、別忝仕様替鹿略御高免、積高も睨と仕候義ニ候得者、別帳御下ケ頂戴為相勤候、下拙出入大工者為相積、御用向共心置なく御申付被遊候様奉願候、いづれ一兩日中朝夕之内參殿得拜顔万々御詫旁まつく御高禮可申上義と存候、恐惶謹言

四月廿日

齋藤署名

茅場町様

机下

編者註

(一枚一七cm 江013-207)

①本書翰は巻紙。  
②寫君とは鳥義勇のことか。

八六 齋藤為司書翰

1 [明治元年] 九月十八日

秋冷之節ニ御座候得共、其

御許様益御機嫌能被為成御座、恐悅奉存候、然者主人勝左衛門儀昨十七日夕着府仕候ニ付、兼而奉願候通同人義、近日參上仕候間御目通被成下候様、此段奉願上候、以上

永田勝左衛門家来

齋藤為司

九月十八日

(一枚一八cm 江013-208)

編者註

①本書翰は切紙。

②「公文類聚」(国立公文書館所蔵)によれば、永田勝左衛門は元徳川家旗本にて、明治元年九月千五百石の本領を安堵されてゐる。

八七 坂田源之助書翰

1 [明治六年] 三月二日

(巻封)「江藤司法卿殿

坂田伯孝

拝復

如高諭春めき御同慶奉存候、然者今度ハ高柳松林之両風士御招キ、且先兄之御忌日ニも相當、旁老にも參堂之蒙命、取あへず拝趨可仕之處、些と脇方へ約束之向キ御坐候付、成丈速ニ相濟シ罷上リ可申と奉存上候、此段拜答迄、少々取混、早々仕り候、頓首

第三月二日

(一枚一八cm 江0131209)

編者註

①坂田伯孝は、源之助とも名乗り、元佐賀藩士。慶應四年から明治二年神奈川裁判所・神奈川府、明治二年八月十八日大藏省出納權正、明治四年七月二十九日出納大佑、明治四年八月十日出納寮出納助、同年十二月二十七日検査助、明治六年六月十五日大藏省六等出仕、明治九年一月十三日大藏少丞(『百官履歴』)。

2 [慶應四年] 五月二十五日

(巻封)「江藤新平様

坂田源之助

極御内披

時下御全家様弥御安寧可被成御坐、珍重奉大賀候、然者御沙汰被成

置候御救免一件、其筋相談置、一躰ハ當月半ハ御祝始相成筈之由ニ而、其御取調子有之、自余一同御名前をも伺相成筈ニ有之候由之處、當時

上様御麻疹ニ而御禁喰、依之右御祝八月比ニ御差延相成ルニ而ハ無之哉、左候時ハ無抛御救免筋も其比ニ相延候由、甚氣之毒に（脱）へ者、しかし孰れ共外ニ手段ハ有之間鋪、猶御高量御氣付之義も御坐候ハ、御知らせ可被下候、此段先以為可貴意、早々如之御坐候、頓首

臯月廿五日

(一枚一四cm 江0131210)

編者註

①御祝とは佐賀藩主鍋島直大の官位叙位宣下(左近衛權少將正四位下)慶應四年八月二十二日)の祝賀を指すのである。

3 [明治五年] 九月十一日

(巻封)「呈上

坂田伯孝」

佐賀縣士族

生野孝俊

二十六歳

右御登用之儀奉願候事

今日ハ兩度伺公仕候處、御外出ノ後残念、洋行も又々御延引之様承

り、いつれ重而得拜顔可申候、さて比日被仰越候御賢息君御引連ニ付御手當之儀、支度料ハ不被差出候得共、旅費丈ハ類例も有之二付、御息君ヲ從者御連越之願にして、先以正院へ被御申出、許可之上旅費被差出候様、同院ら大藏省へ御達相成候通御運ひ之方ニ御處分可被遊候、將又御内話仕置候生野事、別紙人名書差上置候間宜御差含、等級ハいつれにも可然候、此段得尊慮度、草々如是御さ候、頓首敬白

菊月十一日

(一枚一八cm ㊦013-211)

編者註

①生野孝俊は、「明治六年一月袖珍官員録」に司法省十二等出仕として記載あり。

4 (明治五年) 十月八日

(巻封)「卿殿 伯孝

御内披」

拝讀仕候、今夜ハ御歸館遅ク成候由、御病人様も御さ候故、成丈御早ク御帰車、私ハ明晩參殿可申上候、横濱行ハタジナイ松魚節暫時ニ無クナリ候故、容易ニ無御さ候、御安心遊し可被下候、拜、早々也、頓首

十月八日

(一枚一六cm ㊦013-212)

5 (明治三年) 十月十五日

(巻封)「江藤新平様 坂田源之助

牛肉并瓶ニ添

時下寒氣相趣候、出府之途中川崎宿ニ隙入、一兩日滞留、然るに此品々神奈川之産物ニ少々持越、若や御薬用にもと乍聊献呈候条、並之葉と御笑ひ奉願候、不日拝姿、縷々可得貴慮候、頓首

十月十五日

(一枚一八cm ㊦013-213)

八八 坂田〔伯孝〕書翰

1 (明治六年) 十月

(巻封)「呈上 坂田謹書」

御蔭ニ休暇之心地仕候、陳ハ尚あまへ候様ニ尊慮恐入候得共、元黒羽根藩今茨城縣典事奉務罷在候大沼涉と申者、讀力能力断も有之、至極可然人物ニ而司法省へ御撰挙被下度、老生とは外用ニ而一兩度面晤仕候迄ニ候へ共、同縣參事關新平能二目撃之人と成ニ付、同人類ニ御願いたし呉候様、尤直ニ御能榎能り可被申上候處、生憎老母病氣ニ而俄然此間生國佐賀へ被參候故、私ら達而申上置呉候様との事

二御坐候間、御差含置被下候、弥申上之儀二候得共、願者七等出仕  
二御採用被下候得ハ無此上、御一新之砌ハ板垣公杯と若松進入、先  
後を争ひ候事も有之、同公能承知、又西郷公も案内之人物之由ニ  
付、そこらも御含迄申上置候間、兎角御願申上候、甚粗忽之御願ハ  
老婆二御免恕、一向奉願上候、草々、頓首、謹言

第十月今日

(一枚一九cm ㊦013214)

編者註

①關新平は、元佐賀藩士。明治五年十月四日茨城県権參事、明治六  
年九月九日茨城県參事、明治八年六月三十日六等判事(「百官履  
歴」)。

2 (明治二年) 一月二十二日

(卷封)「奉

江藤大君 坂田

奉復

」

唯今態と被召難有、無左とも御約詰申上候次第も御さ候故、何を捨  
置參館可仕筈之處、薄暮ハ一兩輩來客も有之、少し欣希過、些草  
臥之氣味合ニ御坐候間、老躰是非なしと蒙御免候儀ハ被相叶間敷  
や、實に御こゝろさしを無下にいたし、御違約之段如何にも失敬、  
平に御申分無御坐、孰れ明日拝趨、万託可申述候、草々頓首、百拝

睦月念二

乍末筆、土方大君へも宜御都合奉願候、以上

(一枚一七cm ㊦013215)

編者註

①土方大君は、土方久元のこと。

八九 坂本三郎書翰

1 (慶應四年) 八月五日

(卷封)「江 新平様

阪本三郎

御親展

」

以切紙奉啓上候、陳者昨日御手許江差上置申候元関東元締役共名前  
之内、急ニ主家用向にて駿城へ出立之もの両三輩も御坐候哉ニ承知  
仕候、可相成ハ今日中ニも御召之御達、夫々江御坐候様仕度奉存  
候、右不取敢申上置度、如此御坐候、已上

八月五日

(一枚二〇cm ㊦013216)

2 (慶應四年) 八月九日

(卷封)「江 新平様

坂本三郎

以切紙奉啓上候、然者貨幣司附屬之もの共名前取調、御手許江差上  
候様源藏殿御談之趣、承知仕候、即別紙名前書卷通差上申候間御落

掌可被下候、将又乍序申上置候、長岡右京旧知己之由、當時貨幣司  
附屬小宮惣七カ壹分銀式千兩竊二預り居候、小梅代地町与助と申  
もの召捕相成候二付、同人者入牢申付、右金子者當局江取上ケ置申  
候、尤右之内与助遣捨候由二而百五拾兩者不足いたし居申候、右者  
多分官金ニ相違有御座間敷哉と奉存候、委曲者今日當人吟味之上尚  
申上候様可仕候、別紙壹通相添、此段為申上如斯御座候、以上

八月九日

(一枚一九cm ㊦013-217)

編者註

- ①源蔵は、鎮将府会計局権判事の横川源蔵であろう。  
②長岡右京は貨幣司知事で、金座金改役所長岡兵馬の粹。前名久次郎。横山伊徳「刑部省記・長岡右京一件」(上)(下)(東京大学文学部日本史研究室近世史研究会『論集きんせい』第八、第十号参照)。

③小宮惣七は元瓦焼き渡世をしていた古宮惣七。長岡右京は古宮から七十兩借用した恩義で、古宮を貨幣方に推挙していた(右「刑部省記・長岡右京一件」)。

④小梅代地町は現在の墨田区東駒形四丁目、本所吾妻橋駅辺り。長岡右京は本町一丁目金座構内(現在の日本橋本石町二丁目、日本銀行)に住んでいたが、安政五年十月に居宅が類焼したため、本所小梅代地町の妹の抱屋敷に引越した(右「刑部省記・長岡右京一件」)。

### 3 〔慶應四年〕八月十三日

(巻封)「江 新平様 坂本三郎」

御紙上奉拝見候、然者貨幣一件引合之もの共之儀ニ付被仰越候趣、  
逐一拝承、然ル処伊勢屋平作事、當時岡田屋政三郎儀者先達而中、  
京地カ御用之趣を以既ニ上坂いたし居、其余同人手代星二儀も政  
三郎同伴之由ニ承及申候、右兩人いつれも今般之一件二者引合難  
通、且金座有高之内鉛御拂代金之儀ニ付而者、同人者勿論右京以下  
三人之もの共取計方甚不埒之廉相聞申候、尤政三郎外卷人をも右京  
同様彼地方御差下シニ可相成儀と者奉察候得共、可相成者其段々々  
彼地江被仰遣候様仕度、将乍序申上置候附屬欠落人之内、古宮惣七  
ナル者昨日召捕相成、同日入牢申付、本日一ト通り相糺し申候、先  
ツ右ニ而當地附屬之向者全く掌中之物と相成申候、此上者右京以下  
彼地方御差下之程奉待居候迄之儀御座候、先者御受為可申上、如此  
御座候、已上

八月十三日

(一枚一六cm ㊦013-218)

再白、東台残物取片付一条、昨日同僚又七郎へ一應申入置候得共、  
本日毛當局江御出仕不被為在、兼而大村君より御談之趣も御座候間  
甚心配仕候、為念申上置候、扱御痛所者如何被為在候哉、折角御保  
護奉専念候、已上

### 4 〔慶應四年〕八月十四日

貨幣方附屬富津藤之進儀、此程中より不快之処、一兩日以来重体之  
趣牢屋役人共カ申立、事実相違も無之相聞、且者素カ重科之者とも  
不被存候間、出牢之上當人元居町役人共江預ケ遣し療用為差加候様

取計可申と奉存候、以上

八月十四日

坂本三郎

編者註

(一枚一九 cm ㊦0131219)

①本書翰は切紙。

5 〔慶應四年〕八月十八日

貨幣司役々之者共、音物等金銀両座より申受候由相聞候間、夫々内調仕候處、確と證跡も有之候分、別紙之通ニ御坐候、乍併右之内ニ者貸金銀杯之名義を以貪取候分も御坐候得共、其実右者辞柄迄之儀ニ付、吟味之上ハ申分難立廉々御坐候、且申上候迄之儀ニ者無御坐候得共、一件吟味中別紙之如キ類、他へ漏聞へ候様ニ而者妨碍も不

八月十八日

坂本三郎

江 新平様

几北

(一枚二〇 cm ㊦0131220)

編者註

①本書翰は切紙。

6 〔慶應四年〕八月十八日

(巻封)「江 新平様 坂本三郎

再伺

(貼付)

「元社寺裁判所手附

中村晋平

同 定役並

諏訪金之助

小林録太郎

右之者今一應御引合相願度候」

御返書奉拜見候、然者真藤衛門出牢之儀、伺之通取計可然義ニ御坐候哉、乍恐御文意少々了解仕兼候間、再應御見込之程奉伺度候、将又右京以下御呼下シ之儀、頃日又々被 仰遣候趣、委曲奉承知候、為念右之段、今一應相伺度、如此御坐候、已上

八月十八日

二白、御痛所兎角御同篇被為在候由、折角御撰生、乍末奉專念候、以上

(一枚二〇 cm ㊦0131221)

7 〔慶應四年〕八月二十四日

(巻封)「江 新平様 坂本三郎」

以剪紙啓上仕候、然者今朝拜顔之節御談有之候高瀬清三郎風聞書之儀、被命候通大村益次郎殿へ御掛合取計候處、別紙之通御答至来仕、甚當惑仕候、不取敢来紙相添、右之段可得尊意、若此御坐候、已上

八月廿四日

(一枚一九cm ㊦013|222)

8 〔慶應四年〕八月二十五日

〔卷封〕「江藤新平様 坂本三郎」

以剪紙啓上仕候、然者昨日大村益次郎殿江御引合之高瀬清三郎風聞書昨夜御廻しニモ可相成哉と奉存、于今右清三郎留置候事ニ候間、御手許江右書類御落手ニ相成候ハ、早々御渡被下候様仕度奉存候、右之段申上度如此御坐候、以上

八月廿五日

(一枚一九cm ㊦013|223)

9 〔明治元年〕十月三日

〔卷封〕「江 新平様 坂本三郎」

御親展

以切紙奉啓上候、陳者此程御内命御坐候本属御支配向之者共階級之儀、乍延引別紙取調書一帳即奉差上候、定而杜撰之廉不少と奉存候間、得と御熟覽奉煩候、将又御渡被成候別紙一帳之内、御調落相成居候向両三官も相見へ申候間、不奉待御指揮をも、夫々差加へ置申候、作事役之儀余り下等之様可被思召儀と者奉察候得者、元来旧幕府制度ニ而も御勘定よりも余程下等之向ニ御坐候間、如別紙取調候

儀ニ御坐候、猶委曲者拜 光、御直ニ申上候様可仕候、別昏書通書冊返上、此段可得御意、如此御坐候、已上

十月三日

(一枚一八cm ㊦013|224)

10 〔明治元年〕十一月二十四日

〔卷封〕「江藤五位様 坂本三郎」

別紙之通申来候間、御達申入候也

十一月二十四日

(一枚一八cm ㊦013|225)

11 〔明治元年〕十二月二十七日

今朝者失敬、陳者其御御一覽ニ入置候楮幣之儀ニ付御申含メ之趣を以、三岡先生江別紙相添差出申候處、則返書之通り申越候間、不取敢御廻し申上候、不相変頑論、呵々、先者右草略、不一

臘月念七

坂本三郎

江藤五位様

侍史

(一枚一七cm ㊦013|226)

編者註  
①本書翰は切紙。

②三岡先生は、三岡八郎。後の由利公正。慶應四年四月二十一日參與職、明治元年十一月二日東京召集、同年十二月四日東京在勤仰付、同年同月二十四日上京召命濟次第東京帰行を命ず（『百官履歴』）。

## 九〇 坂本政均書翰

1 明治六年九月二十八日

鄙簡謹啓、逐々冷氣相催候處、益々御清穆被為奉奉遥賀候、着坂後早速御動靜可奉伺之處、當節迄獨任ニ而殊之外繁劇、彼是取紛レ御無音ニ打過候段、恐悚之至奉存候、陳者當境も先ツ平穩の方ニ而差而相変候儀も無御座候得共、概畧左ニ申上候

一 當港築造之儀ニ就而ハ、追々御承知も可被為在候通り、人民共喋々罷在候處、權知事ニも永々在東京故、自然御取消ニも相成候義ト存含ニ候哉、大ニ穩カニ相成、然處此程權知事ニも帰坂故、又々喋々浮説ヲ相唱ヘ可申ト掛念罷在候儀ニ者候得共、更ニ御仕法も相変候由ニ付、却而人心折合施行之都合可然歟トモ奉存候事

一 當裁判處之儀も御建設以來追々事務繁劇相成、訴訟杯ハ一日平均二十件内外ニ而、本年一月ヨリ當節迄之件数二千三百件程ニ相成、右之外、外國訴訟不絶四十件程ハ有之、右ニ反シ断獄ハ至而僅少、一月ヨリ當節迄之件数一千二百件程ニ而、右之

多クハ窃盜闖段之類、強盜或ハ人命上ニ関シ候件ハ屈指候程も無御坐候事

一 外國訴訟、実者無キ位之事ト兼而心得居候處、豈料ン、兵庫方ハ始終件數も相倍シ居、畢竟外國人民當地居留之者ハ僅少ニ御坐候得共、兵庫ニ而金高之取引ハ、多クハ大坂人民ニ属シ候故、兵庫裁判所方ハ件數相増シ候而已ナラス、事柄入組、終ニ控訴ニも可相成品重モニ而、手數相掛申候事

一 前書ニ申上候通之次第故、西京兵庫兩裁判處へ比較仕候得者、一体之事務三倍も相増居候處、裁判廳之規模狭カ少ニ而唯混雜而已致し、更ニ御体裁も相立兼、加之白洲向杯ハ納屋同様之有様ニ而御不体裁之至、外國人突合吟味杯致候節、実ニ汗を絞リ申候、右ニ反シ西京兵庫兩裁判處者規模壯大、別而西京之方ハ宮家之御旧邸故、建物も堅実壯觀ヲ極メ申候、當裁判處之儀も敢而右ニ肩ヲ比ヘ申度心底ニ者無御坐候得共、余リニも御不体裁故、都府相應之建物ニ者仕度見込ニ而、先頃方本省へ屢々差迫リ居候次第ニ御坐候、乍恐御憐察被成下度事

但シ茨木或ハ新治等之田舎裁判處ト一般ニ御同視被成下候而者當惑仕候事

一 當府懲役場之儀、至而手狭カニ而、懲役百日以下之罪囚ハ、無余儀笞杖実決仕成候處、當夏ハ別而酷熱故、懲役人共三分之一ハ病死、何共憫然之至、御國內三都府中之第二ニ居候御場所ニ乍罷在、于今笞杖実決罷在候段、不体裁ハ申込も無御坐、懲役人之右体病死ニ立至候段、素より地方官之責トハ乍申、傍觀



も仕兼、毎々府廳へ差迫候處、漸ク大藏省へ之伺相濟候由二而、更ニ旧鍋島公之邸ヲ懲役場ニ被相定、不日ニ建築ニ取掛候趣、府廳方吹聴有之候間、大ニ安心仕候儀ニ御坐候事

一 當裁判處之儀は府下人民之訴訟上自ラ中西四國へ関涉之事務不  
少候處、自然聽訟上之捌キ振諸縣方問合セ越シ、或ハ他管江府  
下原告人共差廻シ、彼縣之裁断上ヨリ往復ヲ重ネ候事屢々有  
之、其都度縣々之裁断上ヲ熟視仕候ニ、不都合屈指ニ不逞、  
追々聽訟上之御規則御頒布ニ者相成候儀ニ御座候得共、隔壁之  
勢ヒヲ不免レ、実ニ遺憾此事ニ御坐候、勿論全國各縣トモ追々  
裁判處被差置候御儀トハ奉察候得共、先ツ不取敢七道へ檢事檢  
部三四員宛派出被仰出、一縣廳ニ二十日或ハ三十日位ツ、滯  
在、篤ト聽断之事務上巡查被致、聽断庭之式ヲ始メ逸々懇切ニ  
指揮及ヒ、都而之御体裁御一定相成候ハ、全國之人民扨屈ヲ  
免レ候捷徑歟トモ愚按仕候余リ、當節右草案取調本省へ伺出候  
含ニ御坐候、尤右派出之檢事檢部者御精撰專一ト奉存候、右ハ  
愚意陳述仕候迄之義ニ御坐候間、御聞流被成下度事

一 當府下之儀ハ中西四國其他之商客輻湊之地故、商法上之取引方  
差起候訴訟夥敷、裁判上ニ於而毎々迷惑不少、依而従前之仕來  
又ハ御維新以來之御布令、或ハ佛國等之商律ニ依リ、飽迄私  
偏ニ不陷様、公論ヲ盡シ裁判仕罷在候得共、全体之上ニ於而御  
定律無御坐候故、甚々相迷ヒ申候、依而民法ハ申迄も無御坐、  
商法も速ニ御取設ケ相成候様仕度奉存候事

但シ當地武富熊吉儀も當府往來之商業筋為取調本省方被申

付、今日迄勉勵罷在候得共、同人之調筋ニ於而者何分了解仕  
兼候廉も有之、旁今般同人東上申達、更ニ本省之指揮ヲ受取  
調度含ニ御坐候事

一 當裁判處ト當府ト之間柄誠ニ折合宜敷、聊も隔意様之振舞も無  
御坐候間、乍恐御安意被成遣度候、乍去司法行政之弁別も相立  
兼候様之事件差起候節ハ、無用捨討論仕候儀ニ御坐候事  
右乍延引御動靜奉伺候旁、草略如是ニ御坐候、恐々謹言

六年九月廿八日

坂本政均

江藤正四位殿

侍史中

(一枚一八cm 函 013-227)

編者註

①本書翰は巻紙。

②坂本政均(一八三二—一八九〇)は高松藩儒赤井東海の第三子。  
幕臣坂本氏の家を嗣ぐ。蘭医杉田玄瑞、緒方洪庵、広瀬玄恭等に  
学び、長崎にて米人へボンに就いて諸学科を学ぶ。明治元年民法  
裁判所留役を命ぜられ、明治四年十一月、司法省少判事、同五年  
二月、司法省権中判事、明治六年六月四日、大阪裁判所在勤仰せ  
付けられ、同年十二月二十九日、御用これあり帰京。明治八年九  
月、大審院五等判事、明治十五年判事に任じ、正五位に叙せられ  
る。其後、高等法院陪席裁判官を命ぜられ、元老院議員に遷り、  
従四位に叙せられる(『大日本人名辞典』、『官員録』、『勅委任官  
履歴原書』)。

③當港築造之儀については『江藤南白』下(一〇二頁以下)参照。

④宮家之御旧邸とは京都御所南門前の旧有栖川宮邸のこと。京都裁

判所は明治五年十月十二日、旧二条城府庁門内に設置されたが、二代目所長北畠治房の上申により、明治六年六月二十五日、旧有栖川宮邸へ移転した（浅古弘「京都裁判所の設置」参照、『明治前期の法と裁判』信山社所収）。

⑤大阪府史編集資料室『大阪府年表』によれば、大阪裁判所は明治六年一月に設置され、同年三月十二日、徒刑場を懲役場と改称し、同七年、旧佐賀藩邸に移転された。

⑥武富熊吉は、佐賀白山町の商家武富家の人。大隈重信『早稲田清話』に記述あり。

## 九一 坂本政均・松本暢書翰

1 [明治六年] 三月三十一日

御紙上奉拝誦候、陳ハ柴山文平一件云々御高示之趣謹承、右者吟味中遠足留申付置候儀ニハ御座候得共、有馬家ニ而家扶被申付、聊差支筋無之候、尤右ハ金穀計算上之取調故意外ニ手数相掛、追々延引相成居候儀ニ御座候、右御請如此御座候也

三月三十一日

坂本政均  
松本暢 拜

司法卿様

編者註

(一枚一九 cm 江 013-228)

①本書翰は切紙。

②松本暢(?-一八八九)は尾張愛知県人。明治四年十一月司法權大判事(壬申五月改『官員全書司法省』、『明治過去帳』)。

③柴山文平(一八二二-一八八四)、諱は富典のち典。元久留米藩士。明治四年、宮谷県(現千葉県の一部)知事(『百官履歴』、『明治維新人名辞典』)。

## 九二一 相良宗蔵書翰

1 [明治六年] 六月二十六日

(封筒裏) 江藤様 相良宗蔵

御取計

(封筒裏) 「封 六月廿六日出ス 封」

暑氣之節ニ御坐候処益御静健、先般ハ參議ノ御重職御拜任之趣承知仕奉慶賀候

一 第一月廿一日島田芳橘ニテ之御芳書、三月初落手奉拝誦候得共、御報遅延、御高免可被成下候、其節御送り之運成寺江之御歳越料差上、<sup>前カ</sup>□寺之證書差進候間、御一覽可被成下候、御墓所之義、寺方も追々花檢等立替、小子方も御面約之通、几隔月ニ御墓參、為致掃除、蒔砂等為仕候間、御寺之義ハ御案し被下間敷候、將又同便ニテ司法省章程并御召一反、佃煮式曲御

一 惠投被成下、難有拜受奉深謝候

一 孫三郎事、其御方御厄害罷成、学費ハ不及申、小費トシテ追々金子等被下候段、孫三郎ハ申越、誠ニ旧年も養生方ニ付而、教師へ別段御挨拶金等、取束候テハ弍百金余ノ御助成被成下候処、又々悴迫御打懸リ御厄害罷成、御教育し被下候趣、御懇情何レトモ難申謝、咽涙之程御遥察可被下候

一 御家祿之義、先達而申上候通、御自分様方御座席ニ付テ之御加米、本廳ハ大蔵省伺中ニ而、春迄ハ不被相渡、此節伺済被成候由ニテ、御賞典米共一同被相渡候ニ付、別昏之通差上申候間、御落手可被成下候、右米高之義、先年適宜御<sup>別帳不備</sup>□□ニテ、現米六拾六石余ニ榊延米相立、并賞典米弍拾五石相加、凡九拾石余被相渡答ト相考候得共、前文申上候通、各様御家祿ノ義ハ別段伺相成候末被相渡候付、何角不相問其假差上候間、自然後々違算杯ニテ引合有之間敷共不被申候条、其邊ハ御承知被成下置度候

一 當春来未曾有之干魃ニテ、既ニ縣下飲水ヲモ相絶候程ニ有之、今以村方植付等出来兼候場所余多有之、氣之毒ノ体ニ御坐候、尤隣縣ノ義モ同様ノ由ニ相聞候、且又本月廿一日比方筑前福岡縣管下一統百姓一揆蜂起、縣廳打毀チ、宿村富強之民屋乱妨、傳信機等断絶、穢多村々焼拂、暴徒六万人余ニモ相及ヒ、不容易次第ニテ、同縣官員制止方手ニ余リ、去ル廿三日夜同縣七等出仕團尚静外大属耆人、農民ノ姿ニ変シ、山谷間道ヲ經、當縣へ遁レ来リ、鎮撫方依頼ニ付、昨廿五日ハ官員并募兵四

小隊三ツ瀬越ヲシテ福岡出張相成申候、尤肥後鎮臺府方も追々出兵相成候由ニ付テハ、最早鎮定ノ義ト相見申候、右蜂起ノ原由ハ未確證ヲ得不申候、先ハ御禮御伺旁、奉得貴意度、早々御座候、以上  
六月廿六日

相良宗藏

江藤様

玉札下

二白、乍<sup>備方</sup>孫三郎義、御厄害罷成候<sup>備方</sup>□□り、御内室様江も宜敷御禮御傳へ奉希候  
(一枚一八cm □013229)

編者註

①相良宗藏(一八二二〜一九〇四)は旧佐賀藩士。什物役、寺社方、町方等の任にあたり、佐賀藩については博覧強記、佐賀藩の活歴史と称された。明治二年、佐賀藩大弁務尋で参事となつたが、廃藩後は官員とならず、鍋島家の佐賀内庫所顧問役で終始した(『佐賀県歴史人名事典』)。

②蓮成寺は、木角村(現佐賀市鍋島二丁目)にある日蓮宗の寺院。江藤家の菩提寺。宝永二年(一七〇五)以来の墓石は十基程あつて、その中に、新平の父胤光夫妻の墓もある。江藤新平処刑後、相良宗藏がその遺骸を苦心の末引き取り、埋葬した寺として有名(『江藤南白』下参照)。

③司法省章程については、『明治史要』明治五年八月三日条に「司法省官制ヲ改メ、職制及章程ヲ定ム。又裁判所ヲ分テ五種<sup>張</sup>時<sup>填</sup>、各改ト為ス」とある。

④筑前福岡縣管下一統百姓一揆については、『明治史要』明治六年

六月二十日条に「福岡県下（筑前嘉麻、豊後郡等）ノ小民、旱災ニ乗シ、群起擾乱、人家ヲ焼毀シ、官吏ヲ殺傷ス。是日、本県ニ令シテ、速ニ之ヲ鎮定セシメ、佐賀、小倉、三潁三県及其傍近鎮台ヲシテ緩急赴援セシム」と見えている。

## 2 〔明治五年〕八月十日

〔封筒表〕「（封）趨町六丁目

従佐賀

江藤様

相良宗藏

御方

〔封筒裏〕「封 八月十日發ス」

〔文〕にて申上参せ候、追日涼氣相成候處、先々御機嫌能被成御座、御日出度存上参せ候、卿様熊太郎様只今時分者御機嫌能御洋行の御事と御悅申上候、次ニ私ニも去ル朔日横濱出船之末昨夕無事帰着仕候間、乍憚御安心可被成下候、左様ニ御座候へ者此節出府一条、其御方様無恨御懇情ニ預リ、誠（マコト）とニ何れと御礼可申上様無御座、心中御推察可被下候、先以て御礼帰着之為御知まで、可悅

八月十日

相良宗藏

江藤様

御内室様

（一枚一七cm 四〇一三・二三〇）

編者註

①御洋行云々について、江藤新平は明治五年四月三十日に太政官か

ら「為理事官歐洲各国へ被差遣候事」という辞令を貰っていたが、三条実美は五月十八日、江藤に「司法省之儀に付御用有之候間、暫時御見合、追而発航可有之候」との書翰を送って延期を伝えた。その後、九月になつて外務卿副島種臣からいったんは海外旅行の免許状が出されたけれども、三条は「司法専創業端緒を開き候事に而、尤肝要之折柄」を理由として、江藤の洋行を中止した（「江藤南白」下の第十章第六、「理事官任免と南白」参照）。

## 3 〔明治五年〕九月六日

秋冷之節御坐候處、弥御清賢被遊御坐奉大賀、御洋行之所も段々御差延、未だ御發足無御坐候由、併し當月廿日便（イ）ハ定而御発船と徳久（トクヒサ）承知仕候、尚御機嫌宜敷御坐候様奉折候、扱御嘱し被置候御給禄銀之義、帰着懸早速取調候處、當時二而ハ銀納者元町中元寺江三井組掛屋出張、現銀請取候手筈ニ相成居候得共、七月中ニも誰そ受取候向無之ニ付、本廳江渡方切符預相成居候ヲ請取候處、辛未秋ハ兵隊給（イ）ヲも□ニ相成居、取束皆以国札而已ニテ被相渡候ニ付、金札貨幣間引換方承繕候處、夏末比（イ）国札手継之義有之、間銀格別ニ相立、凡百兩ニ付拾五兩余ニ相當リ、余リ之義ニ付、功者之向江聞繕候得者、今三十日程も相立候は者段々ト間銀少分可相成見込ニ付、右之段ハ去月十六日（イ）悴孫三郎再京仕候ニ付、御都合御伺仕候様ニ申付置候間、過御承知ト奉存候、然処今朝徳久被罷出、右銀請取居候はハ持越之義御頼ニ付相渡候様被申聞、當時二而ハ大分間銀も相減し、凡壹割（イ）或ハ九部位ニ而も引換相整候趣ニテ、未だ少々平常（イ）高價ニ有之候得共、別番目割書付之通差上候間、御落

手可被成下候、将又御囑シ之蓮成寺御墓所之義、去月廿二日墓參為致、草取掃除等為致置、御香典金百疋差上置申候、右請取之義八年末ニ取揃入御覽可申奉存候、先以右之趣得御意度、早卒ニ御座候、以上

九月六日

相良宗藏

江藤様

御方

追啓、先便ハ最早御発船御跡ト奉存候、帰着之為御知も御家内様迄申上置、失敬申上候、已上

(一枚一八cm ㊦0131231)

編者註

- ① 本書翰は巻紙。
- ② 「辛未秋ハ兵隊給ヲも□ニ相成居」とは、官吏の給料が月給制になつたことを指すか(『明治史要』明治四年九月二日条「官吏ノ歳禄ヲ改テ月給金ト為ス」)。
- ③ 間銀とは差益銀のこと。
- ④ 徳久とは徳久恒範(一八四五〜一九一〇)のことか。徳久は明治四年三月に佐賀藩少参事、次いで文部省七等出仕。明治五年一月陸軍少佐に任ぜられたが、明治七年二月病氣により依願免官。その後各県の地方官を歴任(『佐賀県歴史人名事典』)。

4 [明治五年] 九月七日

(封筒表)「東京

自佐賀

藤様

相良宗藏

別啓

別紙目安之通、必定引換出来候事ト方々差遣候得共、何分今朝迄之間届兼候ニ付、残金六拾両丈ハ後便ニ而差上可申候、左様御承知可被下候、當今引換方十分ニ出来兼候事情者、徳久ハ御承知可被成下候、已上

九月七日

相良宗藏(印)

江藤様

御方

(一枚一八cm ㊦0131232)

編者註

- ① 「六拾両」の箇所に押印あり。

5 [明治五年] 九月十三日

秋冷之候ニ御坐候處、弥御清壯被遊御坐奉大賀候、次ニ小子ニも無異罷在候間、御安慮可被下候、御洋行之義来ル廿日方御発船之由、徳久方致承知居、此節者弥御出船候哉ト奉存候、先便徳久ニ而御給禄銀之義差上、其節藩札ヲ金札ニ引換方間ニ合兼候残金六拾圓(六拾兩)ニ差上申候間、御落手可被下候、委細者先便目安差上置候間、御承知之御事ト奉存候、先以此旨得御意度、早略御坐候、以上

九月十三日

江藤様

相良宗藏

御方

(一枚一六cm ㊦013-233)

九二二一 相良頼敏書翰

1 明治七年二月二十七日

記

今般國事勤勞之事蹟御編輯ニ付、御例則之通ニ相認可差出御達之趣、致承知候、然處當時赴縣中ニテ不分明ニ有之候ニ付、帰府之上ニ而申達儀ニ御座候、此段御達仕置候、以上

明治七年二月十七日

正四位江藤新平執事

相良頼敏

史官

御中

(二枚二八cm ㊦013-234)

編者註

①本書翰は切紙。

②國事勤勞之事蹟御編輯云々については、『太政官日誌』明治七年第十五号に左の如く記載がある。

〔第二十号達書〕

府 県

去庚午四月布告ニ由リ、癸丑以來有志ノ徒及ヒ國事ニ斃候者ノ事蹟并關係書類、追々差出シ有之候所、明治六年五月焼失候条、右事蹟書類更ニ取調、別紙編輯例則ニ照準シ、正副二本可差出、此旨相達候事

編輯例則

一、苗字姓戸実名

通称初何某、後何某又ハ何ト号す等詳記スヘシ、但シ壬申五月第四百九号布告以後、通称名乘廢棄ノ分ハ朱ノ□形ヲ加ヘ弁別スヘシ

一、郷貫食禄

何府県貫属元堂上諸侯士庶人、元何領管下国郡村名等ヲ詳ニスヘシ

一、生誕年齢

年号干支月日何府県何国郡何地ニ生ル、又明治七年一月齡幾年幾月

一、世系

祖父何某、父母何某、或ハ某ノ幾男、某ノ兄弟

一、履歷叙任

復古前後ヲ論セス、総シテ國事ニ干渉シ時務ニ執掌セシ凡其一身艱苦経歴ノ事蹟ヨリ、官位職務祇役征戰褒貶進退、或ハ特命或ハ職掌ニ依リ担当施設セシ事務ノ顛末、及ヒ現今奉職ノ有無等ニ至ルマテ、一切年月方所ヲ詳記シ、宣旨達書建議策文等ハ原文ヲ掲ケ、次序編輯シ、事理ノ本末貫通理會シ易キヲ要ス

一、已ニ死去致候輩ハ親戚朋友ノ者其事蹟ヲ編述シ、死葬ノ年月方所碑表ヲ記シ、遺書類ノ國事及ヒ其経歴事蹟ニ関涉スルモノハ併セテ録上スヘシ

一、本年六月ヲ期限トシテ在官者ハ史官、非職者ハ其本管庁ヘ

差出スヘシ

明治七年二月

正院歴史課

九三 〔古賀〕定雄書翰

1 〔明治五年〕十二月二十六日

〔巻封〕「拝啓

定雄

御親展

尔来ハ御疎情打過、失敬奉存候、さて明後二十八日ハ今泉会主ニテ町田蟻川横山を茅屋ニ於て小集相催候間、御閑暇に被為在候ハ、午後三時比より御賚臨被成下候様奉待候、琴曲之妙手なる井上竹逸と申人參答ニ有之、清談之一興をと樂居候ニ付、可相成ハ御さしくり之程奉願上候、一寸此旨得御意度參殿仕候得共、御不在中ニ付、以書中申し上候也、頓首

十二月二十六日

（一枚一八 cm ㊦013235）

編者註

①古賀定雄は明治二年七月八日、品川県権知事。明治四年五月十七日、品川県知事。明治四年五月二十日、佐賀藩大参事。明治四年十一月十四日、伊万里県参事。明治五年七月十二日、御用有之東京滞在。同年七月二十五日、宮内少丞。明治六年五月十七日、免官。同年十一月二十九日、足柄県参事。同年十二月十九日、免

官、御用滞在被仰付。明治七年九月七日、御用滞在被免、位記返上（『百官履歴』）。

②今泉は今泉利春（一八四四〜一八九四）のことか。利春は元佐賀藩士。枝吉神陽、副島種臣の薫陶を受け、佐賀藩大属、少参事、伊万里県権典事を歴任。明治四年二月依願免官、大隈重信邸に寄寓。明治五年八月司法省九等出仕、明治六年二月司法権大解部、法権大十一月明属。明治七年一月辞職し、代言人となる。佐賀の役に際しては情報係として江藤新平と通じた。明治十九年以降、地方裁判所の検事となった（今泉みね『名ごりの夢』平凡社東洋文庫）。

③町田は町田久成（一八三八〜一八九七）のことか。久成は元鹿兒島藩士。明治四年七月十九日、文部大丞。明治五年十月五日、免官。同年十月二十八日、文部省四等出仕。明治六年三月二十日、太政官正院四等出仕兼勤。明治七年九月四日、正院四等出仕専任。古書画、古器物の鑑定に詳しかった（『百官履歴』、『明治維新人名辞典』）。

④蟻川は、蟻川式胤（一八三五〜一八八二）のことか。式胤は京都東寺公人の子で、社寺旧家の什宝を博覧精究、明治二年六月新政府の制度取調御用掛となり、以後太政官権少史、少史、外務大録、文部省博物館御用を歴任し、明治五年に文部省八等出仕。明治八年に内務省博物館掛となり、十年病により職を辞した（『官員録』、『国史大辞典』）。

⑤横山は、横山由清（一八二六〜一八七九）のことか。由清は明治二年七月大学中助教、明治三年三月太政官権少史、九月少史、明治五年正月左院中議生、十月五等議官、明治七年五月国憲編纂掛（『勅委任官履歴原書』、高善高編『元老院国憲編纂史料』国書刊行会）。

⑥井上竹逸（一八一四〜一八八六）は渡邊崋山門下の画家。名は令徳、通称玄蔵（『明治過去帳』）。

九四 佐竹万三書翰

1 [明治五年] 九月十七日

以手紙奉啓上候、倍御安康御起居被遊御坐奉遙賀候、昨日參堂之節ハ寬ニ遂拜謁、大幸不過之候、其節劣生奉職志願之義奉申上候處、翻譯課專一二而ハ淺學之所、不及と熟考仕候故、凡テ主記課之向ニテ御含被下候様伏而奉追願候、右者拜謁之上可奉申上之處、再度之義奉恐入候故、此段以紙上奉申上候、頓首百拜

九月十七日

佐竹万三印

江藤様

尚々於勸工寮本職御免ニ相成候ハ、速ニ御届可奉申上候也

(一枚一七cm ㊦013-236)

編者註

①本書翰は切紙。

九五 佐野常民書翰

1 [ ] 一月四日

(前欠)  
被成下度御願申上置候處、不計急ニ出湊仕候は而不叶候ニ付御断申上、就而ハ今夕當リ御願申上度、粗使を以申上置候得共、何歟取紛

御故障之有無も不奉伺、鹿略之至奉萬謝候、依て明後六日延遼館御

帰途方御貴臨被成下候様仕度、毎々自俣ノ御願恐入候得共、當日御故障無御座候得者、何卒御扨駕之程呉々奉希候、草々頓首、拜

一月四日

常民

拜

江藤明臺

(一枚一七cm ㊦013-237)

編者註

①本書翰は巻紙。

②佐野常民(一八二二〜一九〇二)は元佐賀藩士。明治三年三月兵部少丞、十二月工部省出仕、明治四年五月工部権少丞、八月工部少丞、工部大丞、明治五年二月博覧会御用掛兼勤、明治六年一月博覧会御用につき奥国差遣(『百官履歴』)。

九六 鮫島誠蔵〔尚信〕書翰

1 [明治三年] 七月十四日

(巻封)「江藤新平様 鮫島誠蔵

拜復

謹讀仕候、陳者過日来參堂緩々御話申上度含ニ罷在候故、即刻より參上仕度奉存候得共、折悪敷今日者少々相談之趣有之、唯今より同



寮中集會之賦ニ御坐候、併夕方ニ者用談も相済可申候間、孰レ夕景より昇堂可仕候、右者御答迄、勿々不備

七月十四日

(一枚一八 cm ㊦013-238)

編者註

① 鮫島誠藏(一八四五-一八八〇)は、元薩摩藩士。明治元年七月二十五日、外国官権判事。同年十月二十三日、東京府権判事兼勤。明治二年四月十四日、外国官判事・東京府判事。同年七月十五日、東京府権大参事。明治三年七月二十八日、東京府大参事。同年八月五日、外務大丞。同年九月十三日、欧州派遣。同年閏十月二日、少弁務使。明治七年四月二十五日、病氣療養のため一時帰国(『百官履歴』)。

九七

参議書翰

1 (明治六年) 九月三十日

陪審規則之義ニ付、差懸り御相談申度義有之候条、御所労格別之義ニも無御座候ハ、押て御参官有之候様致し度、此段申入候也

九月三十日

参議

江藤参議殿

(一枚二八 cm ㊦013-239)

編者註

① 本書翰は太政官羅紙。

② 陪審規則とは、『明治史要』明治六年九月二十日条に「是ヨリ先、京都府小野善助、東京ニ転籍センコトヲ請フ。府庁聽サス。善助之ヲ裁判所ニ訴フ。裁判所判シテ、本庁ヲ以テ非理ト為ス。本府服セス。司法省ニ控訴ス。是日、臨時裁判所ヲ開キ、陪審官後子修案トスヲ設ケテ之ヲ判ス」とあるように、所謂小野組転籍事件に端を發するものであつて、京都府知事長谷信篤及び参事横村正直を裁くために陪審制を導入しようとしたものである。しかし西洋流の陪審は日本の国情に合わないといふので、十月九日、「参座規則」を公布し、内閣が諸官員の中から選抜した九名の「参座」が罪の有無を定めることとした(尾佐竹猛『明治文化史としての日本陪審史』邦光堂書店)。